

一 般 質 問 通 告 表

令和8年第1回始良市議会定例会（2月20日）

11. 益森 隆史	1. 2026年4月 施行の共同親権について	本年4月より施行される改正民法により、離婚後においても父母が共同して親権を持つ「共同親権」を選択することが可能となる。本改正は「子の最善の利益」を確保することを主眼とした制度であり、その円滑な施行のためには、自治体における事務対応の整備や関係機関との密接な連携が不可欠である。 そこで、以下について問う。 （１）戸籍事務の変更点と市民への周知について 共同親権の導入により、離婚時の親権者記載方法など戸籍事務に変容が生じると認識している。本市における事務処理上の具体的な変更点、および改正内容の市民への周知方法を示せ。 （２）共同養育計画策定への支援体制について 共同親権を選択する際の「共同養育計画」策定を支援するため、市としての相談体制の整備や、計画書のひな形提供などの準備状況を示せ。 （３）学校教育現場における対応ガイドラインについて 共同親権下において、非監護親が学校行事（授業参観、運動会等）へ参加する場合の、市立学校における教職員の対応ガイドラインについて示せ。あわせて、父母間の合意事項を確認するためのガイドラインや、トラブル発生時の事務対応マニュアルの整備状況を示せ。 （４）養育費支援および離婚前後親支援について 制度施行に伴う養育費算定の事務支援、離婚前後親支援制度の導入、及び	市 長 教育長
-----------	---------------------------	--	------------

		親子交流（面会交流）の場を確保・提供することに対する市の考えを問う。 （５）子どもの意見尊重とアドボカシーの導入について 離婚後の親権決定や監護分担において、子どもの意見を尊重することが求められている。市として子どもの声を適切に聴く仕組み（子どもアドボカシー）の導入を検討しているか示せ。 （６）各種申請書の様式変更と受理体制について 共同親権下で父母双方が親権者となる場合、入学（入園）・転園・転校届等の申請書類に保護者２名の記載・署名欄を追加するなどの様式変更は予定されているか。 また、本市では現在、入園時は保護者２名、退園時は１名の署名で受理されているが、昨今、退園時も２名の署名を必須とする自治体が増えている。この点に関する本市の見解を示せ。	
12. 湯元 秀誠	1. 始良市農業の展望について	始良市の農業を持続可能にするための施策について （１）地域計画の策定に向け、地区ごとに話し合いが行われているが、現時点における問題点や課題の実態をどのように捉えているのかを問う。 （２）地域農業の担い手の高齢化が進む中、１０年後、２０年後の地域ビジョンが描きにくい状況にある。新規就農者の確保は急務であるが、そのための具体的な対策を問う。 （３）退職者世代の農業就農を促進する取組について、どのように考えているのか。 （４）移住政策と新規就農者の確保を一体的に進めることが重要と考えるが、	市 長

		どのような施策が考えられるか。 (5) 県内市町村では、公益社団法人農業公社が、就農希望者の募集から研修、農地確保まで一貫した支援を行っている例がある。本市における農業公社設置の必要性及び設置の考えについて問う。 (6) 専業農家や認定農業者が新規就農者へ経営を円滑に移譲できるよう、補助制度を設ける考えはないか。 (7) 水稲作中心の農業から、本市の多様性を生かした魅力ある農業への転換が重要と考える。経営や技術面を専門とする農政顧問を配置する考えはないか。	
--	--	--	--